

日本の体育体系に関する研究

<大正期>

川上雅之

昭和50年9月16日受理

序 論

大正時代というのは、全体的に軍国思想 (militarism) の拡張, 労働運動 (a labor movement), 社会運動 (a social movement) 等の思想運動の抬頭, そして, 金融恐慌 (a financial panic) と非常に社会的変動の激しい時期であった。

これは, 体育分野にも微妙な影響を与え, 直接的に日本の体育体系 (a system of physical education) の方向性を決定づける要素を構成した社会的背景となったものである。

大正期における体育は, 明治時代に芽生えた体育思想を拡張, そして確立に導いた時期で, 時代的にいって, 明治40年代から昭和3,4年頃までの体育活動 (physical activities) をもって, <大正期>という体育史的な区切りとして, 史観 (a historical view) することができる。

つまり, 大正期の体育体系は, 日清・日露の戦争, さらに第一次世界大戦と非常にめまぐるしい社会情勢から社会と直結したなかで体育の方向性が決定づけられたのである。

そして, それは, 「学校体操教授要目の制定」(大正2年)→「臨時教育会議の開催」(大正6年)→「学校体操教授要目の改正」(大正15年)と一連の学校体育の成立過程を基盤として, 体系化が構成されたのである。また, 大正期は, 保健衛生面の整備, 国際競技(近代オリンピック・極東選手権)の参加と非常に活発多彩な展開がなされた時期でもある。

これは, 大正期の体育が社会情勢と直結したなかで, 思想的背景によって体系が構築され, 新・旧混合の領域拡充がはかられたからだと思われる。

従って, 大正期における体育体系の分析は, 現在の日本における体育の地盤を固めたものとして, 非常に重要なことであると思う。

以上のことから, 大正期の体育体系について考察したい。

目 次

- I 軍国思想の拡張と体育の動向
 1. 軍国主義的体育の表面化
 2. 国民体育の抬頭
 3. 軍隊の体育教育介入

II 学校体育の動向

1. 学校体操教授要目とその背景
2. 臨時教育会議と体育
3. 保健衛生の発達

III 社会体育の動向

IV 結 尾

I 軍国思想の拡張と体育の動向

1. 軍国主義的体育の表面化

日本の体育体系に軍国思想が介入 (intervention) したのは、明治中期における「富強主義」「国粋主義」による尚武的体育論の抬頭、そして、日清、日露の戦争による国家主義的体育論の形成、さらには、第一次世界大戦の参戦・終結という非常にめまぐるしい社会的変動のなかで、軍国思想が着々と拡張され、軍国主義的体育が体系的に構想されるようになったのが始まりである。

これは、日本における学校体育の軍事化体系の構成を意味するもので、日本の体育は、明治19年「学校令」の公布以降社会的・思想的背景を基盤として、保健的な普通体操体系から鍛練的強化主義を主流とした兵式体操体系へと移行され、大正期の軍国主義的体育、いわゆる軍事教練 (military training) という偏向体育 (a deflected physical education) の組織づけと体系化が構築されるようになったのである。

すなわち、表面的には、国際平和という世界統一の標示をもって終結をむかえた第一次世界大戦の影響が多大なものであり、内面的に、強力な国家主義、富強主義の復活、再認識ということを基本に、国家意識の高揚を目標として、国家統一の精神を充実させていったのである。

そして、政府の体育的動向は、国民精神の高揚、身体練成 (physical training) という「国民体育」政策を目標に「体育＝軍事教練」(physical education＝military training) という方向過程に導き、大正期の鍛練主義的体育論をかたちづくり、軍国主義的体育の存在を表面化していったのである。

これは、体育が軍国思想の拡張にともない、国家的政策 (a national policy) によって、国民体育という国家統一の手段的体育活動として、徐々に地盤を固めていったからであろう。

このように、日本の体育は、社会的動向から軍事教育 (a military education) という手段的活動の基礎となって、複雑な社会情勢のなかで、体育体系の確立と領域の拡充が進められ、体操、教練、闘争的遊戯および競技、また、武道という幅広い教育内容から硬的な体育体系を構成していったのである。

つまり、大正期の体育は、軍国思想という偏向的な社会基盤のなかで、軍国主義的体育

を中核として体系の構成がなされたといえる。

そして、学校教育という組織集団のなかで、教育的政策によって、集団体育が個人的、身体的発達を目標に、「考慮」→「編成」→「実施」という教育過程に導かれるようになったことである。

これは、従来までの日本の体育にとっては、考えられていなかった、「方法」「内容」「目的」が統一体として示される契機をつくったもので、鍛練的体育そのものよりは、組織的体育活動として、体格、体力の向上を目的において体系づけられるようになったということが、日本の体育にとって、非常な進歩と重大な意義をもったものであるといえることができる。

また、体系的には、思想拡張にともない、軍事教練とスウェーデン体操が並列体系として組みこまれたということである。

これは、外来の新しい傾向への妥協と日本古来の思想的背景との統合が考えられたところの、進歩的な体育体系とみることができる。

しかし、方法的には、日本独自の鍛練主義的体育概念から抜けきることはできなかった。つまり、軍国思想の拡張が軍事教練の体育体系介入と組織づけを行ない、直接的に体育強化というかたちであらわれ、大正期における軍国主義的体育を表面化していったのである。

2. 国民体育の抬頭

国民体育 (the national athletic) というのは明治中期以降の軍国主義思想、そして、大正期の思想拡張にともなって講じられたところの、国民運動振興の国家的体育政策のことである。

つまり、国民精神高揚のためにもうけられた、軍国的体育活動のことである。

また、これは、青年団活動へ基盤をおいて、青年団の軍事教育化を組織づけたものである。

大正4年「青年団の指導発達に関する件」(内務・文部両大臣)という訓令が出された。

これは、青年団の軍事教育化と思想運動介入の防衛対策として講じられたところの国家的政策であって、日清、日露の戦争以降青年団の軍事教育ということを考えていた、陸軍の発想 (a suggestion) によるものであった。つまり、青年団は、義務教育終了後上級学校へ進学しない青年を対象とした学校外教育組織の性格をもつことになり、青年団活動の指導力の浸透をはかろうとしたのがきっかけとなったものである。

そして、これら青年団活動は、文部省よりも陸軍や内務省の支援指導によって実施されるようになり、全体的に「修身」「教練」「体育」面が重視される傾向になったのである。

これは、内務、陸軍、文部省の共同作戦ともいえるべきもので、軍国思想を土台として、学校教育 (school education)、社会教育 (social education) という方向から教育組織を媒介に、国家統一ということを目指した組織的体育活動の体系化へと発展していったの

である。

従って、大正期における国民体育という国家的体育政策は、日本の体育を非常に硬的な内容構成へと導き、統一体系として一定方向へ目をむけられるようになったといえることができる。

また、この運動奨励政策は、日本の体育を強制的、統制的なものへと概念化させ、創造性に乏しい体育概念を存在させる結果となったように思われる。

しかし、この国民体育精神の抬頭によって、日本の体育として従来よりは重視、強化されるようになったということは、日本の体育にとって進歩といわざるをえないことであろう。

3. 軍隊の体育教育介入

軍隊の体育概念が、体育教育へ介入を始めたのは、大正期に入ってからのことではない。

日本の体育は、明治初期学校体育の組織化が始まった時点から、軍隊の体育と学校体育というかたちで、体系構成上の対立 (antagonism) をしている。

これは、日本の体育構成における体系上の主導性論争ともいうべきものであった。

つまり、大正期の体育は、軍国思想の拡張によって、保健的概念を基礎とした学校体育を退潮させ、軍隊の体系介入によって、鍛練的体育を表面化させるようになったといえることができる。

明治40年文部省と陸軍の「共同調査会」が編成されるはこびとなり、「学校体操教授要目案」が作成された。これは、軍隊の体育概念が学校体育構成に体系介入を始めたことを意味したものである。

しかし、身体発育を目標とする学校体育と軍事教育を主眼とする軍隊の体育には、根本的な区違いがみられ、各種の問題が討議されたが、結局は時代の大勢に流れ、大正10年頃から軍隊の体育体系介入が本格化してきたのである。

大正12年陸軍省から各省へ「学校教練に陸軍の現役将校を配属する制度について」の発表があり、軍隊の体育教育介入は、ますます強固となってきたのである。

しかし、この軍事教育体制は、軍事教育反対の動きとなってあらわれ、大正12年の早大軍事研究団事件（学校における軍事教練をめぐる反対運動のおこり）をかわきりに、大正14年1月文政審議会が軍事教育実施を可決すると、各校における軍教反対運動はますます強くなったのである。

そして、大正14年4月11日「陸軍現役将校配属令」が公布された。同年4月13日「学校教練教授要目」が公布され、各学校に陸軍の現役将校が配属されるようになり、軍事教育の内容と指導の徹底がはかられるようになった。

これによって、日本の体育は、表面的には、学校教員の体育体制をしいてはいたが、実質的には、陸軍の現役将校中心の軍事体育と化していったのである。

陸軍の現役将校による学校教練の目的は、「学生生徒ノ心身ヲ鍛練シ国体觀念ヲ涵養シ

以テ国民ノ中堅タルヘキモノノ資質ヲ向上シ併セテ国防能力ヲ増進スル」(大正14年2月陸軍文部両省協議覚書)とあるように、もっぱら、国防能力の増進を目標に、忠君愛国の精神を養うべく心身を鍛練するところにあつたのである。

この軍隊の体育教育介入によって、日本の体育体系は、軍事教育を主流とした教練体系の構成がなされたのである。

II 学校体育の動向

1. 学校体操教授要目とその背景

大正期における学校体育は、文部省訓令第一号「学校体操教授要目」の制定(大正2年1月28日)を中核として展開がなされたのである。

これは、明治中期外国に留学した日本人より持ち帰られたスウェーデン体操(明治34年川瀬元九郎、明治36年井口あぐり両氏の紹介)と遊戯(明治35年坪井玄道氏紹介)という外来の体育活動導入によって、日本の体育体系に第二次混迷状態があらわれ、体育体系の統一構想が考えられるようになったのが始まりである。

つまり、この統一体系構策とは、第一がスウェーデン体操と普通体操における主導性の対立調整ということである。第二が軍国思想の拡張にともなつての兵式体操と学校体操の明確化の問題である。第三が外来の遊戯と日本古来の武道の正課採用問題という非常に画一(unify)されたところの問題点の処理ということであった。

これらの問題点を管理統一するために設けられたのが、明治37年12月文部省の「体操遊戯調査会」(主にスウェーデン体操と普通体操の並立体操体系について調査し、調整に導いた)と明治40年文部省・陸軍の「共同調査会」(兵式体操と学校体操の明確化について論及された)のである。

この調査会において、「学校体操整理統一案」さらに、具案化され「学校体操教授要目案」の結論がだされ、各府県に諮問され若干の修正が加えられ、統一案として本要目が制定されたのである。

これは、日本の学校体育にとって、はじめての教授要目であり、学校令以降学校体育の主流をなしていた。普通体操と兵式体操の二体操体系に変わって、スウェーデン体操、教練、遊戯、武道という教育内容の拡充と方向性が定められたものである。

「学体体操教授要目」は

「学校ニ於ケル体育ハ主トシテ体操科ノ教授ニ待ツ然ルニ従来各学校ニ於テハ其ノ授クル所区々ニ互往々其ノ準拠スル所ニ迷ヘルノ観ナキニアラス乃茲ニ本省委員ノ調査ニ係ル学校体操教授要目ヲ公示シテ以テ普通教育ニ於ケル該科教授上ノ参考ニ供セシムルコト、為セリ。地方長官ハ宜シク各学校長ヲ督励シ本案ノ示ス所ニ考ヘ土地ノ情況ト生徒身体ノ発達トニ昭シ各々適切ナル教程ヲ定メ以テ体育ノ振興ヲ図リ生徒身体ノ健全ナル発達ヲ期セシメラルヘシ」と前文に定められている。

この前文は、当時の学校体育、地方体育における基準とか設定がなされてなかったことを意味するもので、これによって、日本の学校体育における教育体制の統一がはかられたのである。

また、この教授要目の制定によって、従来まであいまいなものであった学校体育の指導体制が、日本の体育として、発達段階的な教程にのっとった指導がなされるようになった。

つぎに、教授要目の目次構成は、

目	次
体操科ノ練材	
体	操
教	練
遊	戯
撃	剣
及	柔
	術
体育科ノ教材配当	
小	学
高	等
女	学
校	
中	学
師	範
学	校
体操科教授時間外ニ於テ行フヘキ諸運動	
教授上ノ注意	

と非常に具体的構成がなされ、年令段階に応じた教材配当と積極的運動の奨励策がとられている。

つまり、この教授要目は、体操、教練、遊戯、武道という4領域からなり、年令的教育体制が施かれたのである。

また、内容的にみると、主流は、川瀬元九郎の「瑞典式体操」(明治35年)を基礎理論にしたスウェーデン体操と陸軍の「歩兵操典」による軍事教練が基本柱になっている。

そして、競争的形式の遊戯が小学校低学年及び女子に配当され、「撃剣」「柔術」という武道部門が中学校、師範学校の男子高学年に採用されている。

つまり、この教授要目は、スウェーデン体操、遊戯という合理的体系を考えている一面、方法的には、国家主義的な軍国体系を施いた複合体系(a compound system)がとられたのである。

従って、この教授要目の学校体育における教材配列には、分化と統合とがかみあった体育の体系的構成を伺うことができるのである。

これは、日本の体育における体育体系の第一次的確立としてみることができよう。

しかし、この教授要目による指導体制も、第一次世界大戦の終結による社会情勢の変化とともに、性格的方向づけというものが、徐々に偏向的なものになり、大正15年5月27日

には、「改正学校体操教授要目」が出されたのである。

これは、社会情勢の変化による軍事教練の強化問題と新しいスポーツの抬頭による競技形式の採用が主な改正の理由と思われる。

つまり、この改正教授要目の教材配列は、体操、教練、遊戯及び競技という構成からなっており、新しく遊戯に「競技」というスポーツ形式のものが組みこまれている。

また、男子中学校、師範学校においては、この期に改称された「剣道」「柔道」をつけ加えることができるようになっている。

従って、この改正教授要目は、国家主義的思想 (nationalism) と自由主義思想 (liberalism) を背景にした両者の妥協による構成と思われる。

しかし、性格的には、一段と強制的 (compulsory)、また、統制的 (control) なものへと変わり、軍事的色彩の濃い軍事体育の確立を構成したのである。

つまり、大正期の学校体育は、大正2年の学校体操教授要目の制定によって、スウェーデン体操、軍事教練、遊戯、武道というある程度柔軟性のある合理的体系に始まって、鍛練的教練体系の初期確立をなしたところの、大正15年改正学校体操教授要目によって集大成がなされたといえることができる。

この体系配列の移行は、今日の日本の体育概念に重要な影響 (influence) を与えたものである。

2. 臨時教育会議と体育

大正期における学校体育の体系化を確定したのものとして、大正6年8月官制の公布をみたところの「臨時教育会議」のなかにおける体育の取り扱いをあげることができる。

この会議は、第一次世界大戦の参戦によって変化しつつあった社会情勢にともない、日本の教育制度 (an educational system) 改革を進めることを目的として設けられたところのもので、大正6年から8年の期間、初等、高等、普通教育、大学及び専門教育、師範教育、視学教育、女子教育、実業教育、通俗教育、学位制度について審議がなされたものである。

その第一回会議の席上、当時の寺内首相が、

「国民教育ノ要点ハ徳性ヲ涵養シ、知識ヲ啓発シ、身体ヲ強健ニ以テ護国ノ精神ニ富メル忠良ナル臣民ヲ育成スル」と演説をしている。

この演説は、当時における日本の教育情勢と方向性を説いたものであろう。

つまり、国民教育は、知育、徳育、体育の三領域から構成されるものであって、教育の目的は、「護国ノ精神ニ富メル忠良ナル臣民ヲ育成スル」ところにあるとし、それは、身体の強健さを基礎にして成り立つものであるとしている。

大正6年7月9日臨時教育会議に「兵式体操ニ関スル建議案」が提出された。

そして、この建議案は、大正6年10月27日の総会に提出され、総裁から選出された9名の主査委員会が編成、再検討を行ない、大正6年12月の総会において全会一致で可決した。

これは、当時の社会情勢、軍国思想の拡張が多大な影響を与えているものと思われる。これによると、

学校ニ於ケル兵式教練ヲ操作シ、以テ大ニ其ノ徳育ヲ裨補シ、併セテ体育ニ資スルハ帝國教育ノ現状ニ鑑ミ誠ニ緊要ノ要務ナルト信ズ、速ニ適當ノ措置ヲ取ラレムコトヲ望ム。

大正6年12月15日

臨時教育會議總裁

法学博士 子爵 平田東助

理 由

徳育上ニ於テ諸徳目ノ躬行実践ヲ必セシムルハ一に誠心ニ頼ラザルヲ得ズ其ノ誠心ナルモノハ勇敢ノ氣ニ因テ長ジ勇敢ノ氣ハ兵式教練ニ因テ長ズルコト少小ナルトセズ。而シテ兵式教練ニ因テ勇敢ノ氣ヲ長ジ勇敢ノ氣ニ因テ諸徳目実行ノ原動力タル誠心ヲ長ズルガ如キハ我国教育ノ現状ニ昭シテ不可措ノ要務ナルト謂ハザルヲ得ズ、是レ兵式教練ヲ振作シテ此ノ目的ヲ達スル上ニ裨補スル所アラシメムトスル所以ナリ。

と兵式教練の学校体育介入の得説がだされた。

これは、学校体育の体系化における軍事教練の振興と軍国思想による修身、国民精神の統一をはかる教育的徹底が目的であったと思われる。

つまり、この會議の審議決裁によって学校体育は、軍事訓練の新体制が一段と強化されるはこびとなり、大正期後半における学校体育の方向性となって、軍事教練体系の確立をなしたのである。

また、この會議の答申中「通俗教育に関するもの」（大正7年12月）のなかに、「学校外における体育上の施設を改善し、その普及を図る」という一項目が入っている。

これは、大正期に入ってからスポーツ熱の高揚から社会体育に対する関心が表面化してきたことを意味したものであろう。

しかし、この社会体育政策も本来の性格から異なった、競技中心的、勝利至上主義によるスポーツ、競技へと発展し導かれたのは、今日の日本における社会体育発展の障害をなしている根本原因であらう。

つまり、臨時教育會議の議決は、日本の学校体育にとって、重要な方向性となってあらわれ、体育体系を軍事教練中心の構成へと導く一要素をなしたものである。

3. 保健衛生の発達

日本における保健衛生は、江戸時代から医学を基礎にして発達したものである。

保健衛生 (hygiene) が、体育的観点から考慮されるようになったのは、明治期 G・リーランド (George Adoms Leland) が体操伝習所において、軽体操 (後普通体操と呼ばれるようになった) を実施するようになったことから、保健的な形式体操が体操体系として導入されるようになったのが始まりである。

しかし、G. Leland の体操体系も、医学部門からは抜け切ることができず、運動を主体

としたいわゆる「身体づくり」という体育概念を構成し、体育的側面と保健的側面が切り離されたなかで構築されていた。

従って、明治前期においては、ほとんど保健衛生的措置といものは、体育系列からはみることができなかった。

それが、明治中期以降疾病防疫ということが考慮されるようになり、衛生部門の実質的な動きが始まったのである。

大正期における保健衛生の発達というのは、非常に素晴らしいものがある。明治44年文部省より「生理衛生の教授要目」の訓令がだされ、中学校、高等学校において衛生教育が実施されるようになり、衛生に関する科学的知識の教授と態度の育成ということも考えられるようになった。

大正5年11月文部大臣の諮問機関として「学校衛生会」が設置された。

これは、学校衛生上の緊要な事項を審議し、法令の改廃、設定等に資料を提供することなどを目的として設けられたものである。

この学校衛生会の設置によって、日本の保健衛生は発展していったのである。

大正期の主な行政的措置を年代順にとりあげてみると、

大正5年6月学校衛生官が設けられ、普通学務局第二課所属となる。

- 〃 5年11月学校衛生会が文部大臣の諮問機関として設立される。
- 〃 6年1月保健衛生会（内務省の諮問機関）国定教科書小学読本の衛生・生理学の内容改訂申入れを会議一決する。
- 〃 7年5月岡田文相「体育および学校衛生の改善」に関して訓示。
- 〃 7年11月学校衛生会「撃剣、柔術に関する衛生上」の諮問に対して、小学校5年以上の許可をだす。
- 〃 8年3月結核予防法、トラホーム予防法制定。
- 〃 8年6月「学校衛生に関する事項」普通学務局第5課の専管となる。
- 〃 8年8月学校伝染病予防規程を公布（大正13年9月改正）。
- 〃 8年9月文部省「児童及び学生の近視予防に関する注意」を訓令。
- 〃 9年7月学生生徒児童身体検査規程を改定。
- 〃 9年12月文部省内に「帝国学校衛生会」創設。
- 〃 10年6月学校衛生課官制公布、庶務、医務、教授衛生、体育運動の4掛をおく。
- 〃 10年8月文部省「学校用机、腰掛の標準に関する件」について通牒。
- 〃 10年12月文部省「師範学校における学校衛生教授に関する件」を通牒。
- 〃 11年5月文部省「学校衛生調査会」官制公布。
- 〃 11年6月日本赤十字社派遣の看護婦2名を文部省学校看護婦として学校に配置する。
- 〃 12年10月文部省「小学校児童の衛生に関する件」を通牒。
- 〃 12年11月学校衛生主事会議において、学校看護婦の適当なる普及方法および職務規程

を答申。

- 〃 13年6月地方学校衛生職員制公布。
- 〃 15年3月文部省「体育運動振興に関する」訓令。
- 〃 15年12月学校清潔法を改正。

と非常にはなやかな行政上の展開がみられる。

また、とくに大正8年頃から、学校における児童、生徒、学生に対する防疫対策としての衛生措置が考えられるようになった。

しかし、これは、体育系列から離れたなかで論じ考えられた、衛生措置というものであった。

これは、日本の保健衛生部門が医学的立場というものを根拠にした防疫衛生を主体として発達したからであって、積極的衛生、すなわち、保健という体育的立場からは切り離されたなかで論じられたからである。

従って、大正期における保健衛生面の発達は、体育体系構成にあまり重要な影響を与えたということはないのである。

しかし、大正期後半におけるスポーツの抬頭は、ある程度運動のなかにおける人間の身体的変化とか影響というものを考え始めたのである。

大正12年文部大臣から全国学校衛生会に「競技運動に関して、学校衛生上留意すべき点」について諮問がなされた。

これは、当時のスポーツ競技の隆盛にともなって、学生スポーツが勝利至上主義にはなったことから、スポーツの方向性というものが問われたものである。

これに対して、医学的立場から身体検査を行なって、心身に及ぼす影響に注意すること、性、年齢、体重をよく検討して運動の種類や程度を選ぶこと、勝敗にはしらず過労をさけるよとの答申がなされた。

また、大正14年には、「女子の体育運動について」という諮問があり、とくに月経時(the menstrual period)の注意を含め、その特性を重んずるべきであるとの答申が出されている。

これらの動向は、運動生理部門に関心が示され始めたことを意味するものである。

大正15年文部省は「体育運動に関する訓令」を出して、運動競技の正しい振興をはかることを呼びかけている。

つまり、医学的立場からスポーツ、あるいは、競技に対する正しい実施方法というものが検討され始めたことは、今日の「保健体育概念構成」の一端を伺うことができる。

従って、大正期の保健衛生的概念は、体育と衛生という別個系体をとってはいたが、行政面の充実、学生スポーツの隆盛にともなって、体育系列の介入が多少みられるようになった。

これが、大正期の学校体育としての「衛生」という領域である。

III 社会体育の動向

大正期における社会体育（とくにスポーツ活動）は、非常な進展がみられる。

これは、第一次世界大戦終結による精神的安泰状態によって、国民のスポーツに対する関心度が高揚してきたからであろう。

また、大正期には、オリンピック大会の初参加、極東選手権大会の開催等の国際競技進出という刺激が非常に大きなものとなっている。

明治41年7月「大日本体育協会」が設立された。

これは、オリンピック参加の準備委員会ともいうべきもので、明治45年スウェーデンのストックホルムで開催される第5回国際オリンピック大会の参加準備ということを主旨にもうけられたものであるが、当時の日本におけるスポーツ発展の直接の原動力（driving force）となった機関である。

明治44年11月には、羽田運動場にて、オリンピック選手選考会が開催され、組織的競技活動が実施されるようになった。

大正2年1月には、第一回極東選手権大会（マニラ）に参加、大正6年5月には、日本国内で最初の国際競技大会である第3回極東選手権大会が東京芝浦で開催された。

大正期のスポーツ発展は、これらの国際試合の刺激が、各学校の運動部活動をさかんにさせ、各種大会や対抗競技会が各地で開催されるようになったのが原因である。また、朝日新聞社は、大正5年野球年鑑（後運動年鑑）を発行、大正12年には「アサヒスポーツ」を創刊している。

これは、報道関係が国民のスポーツ情報源として後援を始めたもので、スポーツを「みる・読む・聞く」という観点から進展させる一要素をなしたのである。

そして、日本のスポーツ・競技は、国内での隆盛とともに、国家的支持を背景として、国際的に急速な進出をみるようになり、東洋を代表する国となったのである。これは、日本のスポーツのもっとも悪い点を残存させる結果をつくつたもので、スポーツ活動そのものを勝利至上主義へとはしらせ、スポーツを勝敗主義競技という観念を潜在的にうえつけたのである。

しかし、このような大正期におけるスポーツ活動も、特定の組織団体に所属する人々の専有物と化したいわばブルジョアスポーツ（bourgeois sports）にとどまり、一般大衆にとっては、実際に行なうだけの「時間的余裕」もなく、結局明治期の特権階層的スポーツから脱することができなかった。

国家が一般国民の体育・スポーツに対して、積極的に対策を講じるようになったのは、大正10年頃からのことである。

大正13年10月体育研究所が設置、大正13年11月国民体育デーの開催と学校体育を中心とした立場から国民体育としての社会体育に積極的姿勢が示されるようになった。そして、大正15年3月には、「体育運動ノ振興ニ関スル件」という文部省訓令第三号が出され、広

く国民全般が正しい知識のもとに、体育運動を実施すべき要望が出されたのである。

これは、日本の体育界にとって非常に著しい発展であるが、一層の進歩と改善が必要で、合理的な実施をすることによって、体位の向上と品性の陶冶に役立てるべきであり、一部の専有者にまかせ、もっぱら勝敗に主体がうばわれ、本来のスポーツマンシップが強調されていないことを遺憾としたものである。

この傾向は、大正中期から昭和20年頃にかけての日本の体育およびスポーツ活動の流動であって、オリンピック主義スポーツが着々と伸びた反面、軍事的要素をもった競技形式を体育体系として強めていったのである。

従って、大正期における社会体育は、このような社会的背景のなかから三点を中核として発展したといえることができる。

第一は、国際競技大会の参加、開催等に刺激されて、スポーツの関心が高揚し、各地でスポーツ大会が催されるようになったということ。

第二は、当時の社会的背景からおきあがりつつあった学生運動とか思想介入、また、労資協調の対策手段としてスポーツ活動を利用しようとしたことである。

第三は、軍国思想を背景にした国民体育の手段対策として、スポーツ、競技運動の奨励策がとられるようになったことである。

これらの点が、大正期における社会体育発展の基盤となったものである。

しかし、これは、本来の社会体育的観点からは多少異った角度から展開がなされはしたが、知育偏重の傾向にあった学校教育界に体育振興の新風をふきこんだのである。

つまり、大正期の社会体育は、国民体育としての方向へ導かれたが、実際には、Bourgeois Sports にしかとどまらなかつたといえることができる。

IV 結 尾

大正期における体育は、結局明治時後半おきあがってきた軍国主義思想の抬頭による国家主義的体育の組織化(systematize)によって始まり、軍国主義体育の強化による軍事教練の確立によって終ったといえることができる。

これは、学校体操教授要目の「制定」から「改正」までの動向を意味したものである。

日本の体育というのは、明治時代初期学校教育としての組織化がなされ体系づけられるという学校体育としての方向過程というものが施されたのであるが、決して日本の体育体系として集結構成されたといえるものではなかった。

それは、外来の体育思想の模倣が日本の体育概念となり、まとまりのない非常にあいまいな集約体系であった。それが、大正2年日本の学校体育にとって最初の教授要目である「学校体操教授要目」が制定、され一応日本の体育としての指導体系が統一された。

これは、スウェーデン体操という合理的体操系列と軍事教練という鍛練主義的系列が中心体系となって構成され、遊戯、撃剣、柔術が別枠系列として配置されている。

従って、この系列配置および内容は、体育の年齢段階的教育体制を統合したものであり、非常に考慮されたところの進歩的な体系構成としてみる事ができる。

また、この体系構成には、二つの異なった社会的背景を伺うことができる。

つまり、一つは、新しいスウェーデン体操と遊戯を採用したということ、もう一つは、日本古来の鍛練主義体系としての軍事教練、撃剣、柔術を採用しているということである。

これは、外来思想と日本古来の精神主義との妥協、あるいは統合による構成と推察することができる。

しかし、第一次世界大戦終結後の日本の社会情勢の変動にはめまぐるしいものがあり、体育も軍事教練の方向へ主体性がおかれるようになり、ますます強固なかたちで軍事的傾向が強められてきたのである。

これが、陸軍の現役将校配属、軍教反対運動というかたちであらわれたのである。

そして、体育体系は、主導的地位がスウェーデン体操から軍事教練へと移行され、闘争的なものを要素とした遊戯、競技、武道を配置することによって、大正期の体育は、鍛練領域の拡充と偏向的な体育体系を構成していったのである。

大正期は、このように軍国主義的体育体系を構成してきたが、内容的には、非常に充実した意欲的な体育が展開されたと思う。

これは、大正時代という時期的なものであろう。

そして、体育の方向は、一定のものを基礎として、学校体育・社会体育の両面を基盤として体育教育の徹底がはかれるようになった。

つまり、大正期の体育体系は、軍事教練と闘争な遊戯および競技、武道そして体操か体育体系の領域構成となり、年齢的教育内容を配置することによって、強制的、統制的性格を含有し、大正期の鍛練主義体育体系を確立させたといえることができる。

また、衛生部門の発達によって、徐々に運動生理という保健的概念が体育体系に介入を始めた。

大正期における体育体系の変遷は、日本の体育概念構成の根本的背景となるもので、日本の体育における初期体育体系の確立期といえることができる。

最後に、この研究に際しご指導、ご協力を賜りました本学河野、太田両教授、松原先生に厚く感謝いたします。

参 考 文 献

1. 今村嘉雄 体育史資料年表 不昧堂、昭和44年 p. 501~536.
2. 文部省内教育史編纂会 明治以降教育制度発達史 第6巻、教育資料調査会 昭和39年 p. 39. 40. p. 51~86.
3. 水野、木下、渡辺、木村 体育史概説—西洋・日本— 杏林書院 昭和47年 p. 275. 276. p. 286~288.

4. 川村英男 日本体育史 道遙書院 昭和47年 p. 144. 145. p. 160~162.
5. 竹之下休蔵 体育50年 時事通信 昭和25年 p. 59~63. p. 105. p. 108~116 p. 121. 122. 124. 125.
6. 石橋武彦 保健体育思想の研究 不昧堂 昭和46年 p. 254~257. p. 287. 288.
7. 内山, 熊谷, 増田 近世日本教育文化史 学芸図書株式会社 昭和42年 p. 263~294.
8. 海後, 村上 近代教育史 誠信書房 昭和37年 p. 152~190.
9. 井上一男 学校体育制度史 大修館書房 昭和34年 p. 75~101.
10. 岸野雄三 スポーツ年表 大修館 昭和48年
11. 今村嘉雄 日本体育史 不昧堂 昭和45年
12. 加田哲二 日本経済史 慶応通偏 昭和38年
13. 川上雅之 日本の体育体系に関する研究<明治期> 岡理大紀要第10号 1974 p. 1~12.
14. 日本体育学会体育史専門分科会編 日本スポーツ百年の歩み ベースボールマガジン社 昭和42年
15. 加藤橋夫(訳) 体育の世界史 ベースボールマガジン社 1958年
16. 木村吉次 学校体育 100年史—明治38年より大正15年まで— 新体育社 VOL. 43. No. 2 1973 p. 114~117.

A Study of physical education system in Japan

<Taisho Period>

Masayuki Kawakami

This research is an analysis of the system of physical education in Japan during the Taisho period.

This system, against a background of nationalistic military thought, was built on the school physical education system. It, in the end, extended to military training. It can also be said however, that this Taisho system through its various outgrowth was the forerunner of today's Japanese physical education.

With this in mind, this study is felt to be of particular significance.